[事案 21-4]契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ·平成21年4月8日 裁定申立受理
- ·平成 22 年 2 月 16 日 裁定打切り

<事案の概要>

銀行員に勧められ変額年金保険に加入したが、適切な説明がないまま加入してしまったものであり、契約を無かったことにして、既払込保険料全額を返還して欲しい。

< 申立人の主張 >

平成 20 年 7 月、募集人(銀行員)が定期預金の満期案内に訪問してきて、変額年金保険を勧められた。リスクのあるものはイヤだと断わったが、募集人は諦めてくれず、募集人の勧誘をかわすため、止むを得ず一時払保険料 200 万円を払い込み変額年金保険に加入した。しかし、下記のとおり、もともと当該契約が保険契約であることの説明がなかったこと等もあり、消費者契約法により契約を無効・取消とし、一時払保険料を返還して欲しい。

- (1) 募集人から、「本契約は銀行に代わって保険会社が運用してくれる」との説明を受け、 銀行が保険会社に運用を委託している商品であれば、元本 1,000 万円までは保証され 安心できると考え、加入を承諾したが、実態は、販売した銀行は引受会社である保険 会社の募集代理店として保険契約の媒介を行っていたに過ぎず、募集人の説明は事実 と異なっていた。
- (2) 契約当時、うつ病を患っており、募集人の強引な勧誘により健康上の不安を感じ、勧誘をかわすことができるのであれば、定期預金を本契約に切りかえることもやむを得ないと思い、契約に同意した。自殺の可能性の高いうつ病を患っている者への強引な募集行為行は、「顧客に対する誠実義務」に反している。
- (3) 契約関係書類における署名やチェックが自分のものとは異なり、申込書は偽造されたものである。

<保険会社の主張>

代理店及び募集人に対し募集経緯について確認を行った結果、下記の理由により、申立 人の要求する契約無効・既払込保険料返還に応ずることは出来ない。

- (1) 募集人は、本契約は、生命保険会社の商品で銀行が代理店になると説明しており、申立人の主張するような誤った説明(銀行に代わって保険会社が運用してくれる)は行われていない。
- (2) 募集人は本契約の説明を行った際、申立人から「私はうつだから」と聞いたことはあるが、裁定申立書にあるような、本契約を勧められる都度「私はうつ病ですから・・・」とは言われてはいない。「うつ」といってもその程度は様々で、また、うつ病の方も本件商品等のお取引をなされる場合がある。したがって、うつ病を患っている方に商品を勧誘すること自体が顧客に対する誠実義務に反しているとは言えない。
- (3) 申立人は、当初「指示されるとおりに書面にチェックを入れ」「指示に従って要求される書面類の作成に全面的に応じた」と主張しており、また、申立人の主張する書面と裁定申立書の申立欄に書かれた文字は酷似しており、裁定申立書を記載したのは申立人であると思われるため、申込書類は申立人本人が記載したと考えるのが自然である。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人、保険会社からの書面内容および申立人、募集人(銀行員)からの事情聴取の内容にもとづいて審理を進めたが、下記のとおり、申立人の主張を認定するには、鑑定等の手続きを必要とするが、当審査会はかかる手続を有しないため、事実認定が著しく困難であると判断し、生命保険相談所規程第38条第1項(4)により、裁定手続きを打ち切った。

- (1) 申込書の署名が偽造であるという申立人の主張は、申立人が記載したことが明らかな 署名(申立書等)と、申込書の署名が、一般人において明確に認識できる程度の明ら かな相違があるものではない。
- (2) また、当事者双方の事情聴取の結果によっても、かかる偽造契約がなされたことを推認するに足りる事実は存在しなかった。従って、申立人の主張を認定するには、鑑定等の手続きを必要とする。